

認定臨床医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、リハビリテーションに関する医療水準の維持向上をはかり、もって国民福祉に寄与することを目的として、日本リハビリテーション医学会認定臨床医制度(以下、本制度という)について定めるものである。

2 本制度は、リハビリテーション医療の一定以上の臨床経験を有する医師を認定するものである。

(義務)

第2条 リハビリテーション医学会認定臨床医(以下、認定臨床医という)は、リハビリテーション医学の理念を尊重し、患者及び障害者の機能障害の予防と回復、生活の質的向上及び社会的役割の充実をはかるとともに、リハビリテーション医学の進歩と本学会の発展のために尽力しなければならない。

(認定委員会)

第3条 認定、資格更新業務を行うため、認定委員会を置く。

2 認定委員は理事長が任命する。

3 認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 認定臨床医は、本医学会会員である医師のうちから、本医学会が公募の上審査、認定する。

2 認定臨床医の認定に関する内規(以下「内規」という)は別に定める。

3 認定は理事長が認定臨床医証を交付し、認定臨床医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格更新)

第5条 第4条の規定により認定を受けたものは、別に定める内規に従って、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

2 認定の更新をしようとするものは、内規に基づいて必要な単位を履修しなければならない。

(認定の取消)

第6条 認定臨床医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、認定臨床医登録簿の記載を抹消し、学会誌に公示することにより行う。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、評議員会の議を経て総会において承認を得るものとする。

附 則

本規則は、昭和62年6月27日より施行する。

平成 2年6月28日より施行する。

平成 9年3月15日より施行する。